第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式を次のように改める。

算式
$\sum_{n=3}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=4}^{13}(D_n\times E_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)$
$+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=12}^{20}(J_n\times K_n)+\sum_{n=21}^{22}(L_n\times M_n)+\sum_{n=21}^{23}$
$(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{22}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=21}^{22}(R_n\times S_n)+T_n\times U_n$
$+V_n\times W_n+\sum_{n=15}^{22}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=21}^{22}(Z_n\times AA_n)$
2,075,000円×
A

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号C_2を削り、同号算式の符号C_3中「0.018」を「0.017」に改め、同号算式の符号C_4中「0.019」を「0.018」に、「0.009」を「0.008」に改め、同号算式の符号C_6中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号C_8中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号中「C_{14}=0.021」を「C_{14}=0.020」に、「C_{16}=0.022」を「C_{16}=0.021」に、「C_{19}=0.005」を「C_{19}=0.021」に改め、同号算式の符号E_6中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号E_7中「0.022」を「0.020」に、「0.005」を「0.004」に改め、同号算式の符号中「G_{16}=0.022」を「G_{16}=0.021」に、「G_{19}=0.005」を「G_{19}=0.021」に改め、同号算式の符号I_8中「0.073」を「0.072」に改め、同号算式の符号I_{11}中「0.073」を「0.072」に、「0.083」を「0.082」に改め、同号算式の符号中「I_{18}=0.035」を「I_{18}=0.034」に、「I_{19}=0.009」を「I_{19}=0.035」に、「K_{13}=0.056」を「K_{13}=0.055」に、「K_{14}=0.053」を「K_{14}=0.052」に、「K_{15}=0.057」を「K_{15}=0.056」に、「K_{17}=0.057」を「K_{17}=0.056」に、「K_{18}=0.056」に、「K_{19}=0.014」を「K_{19}=0.055」に改め、同号算式の符号L_n中「通常事業」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）」を加え、同号算式の符号M_{21}の次に次のように加える。

M_{22}=0.004	

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号N_n中「臨時事業」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）」を加え、同号算式の符号O_{21}の次に次のように加える。

O_{22}=0.004	

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号P_n中「事業に係るもの（平成21年度」を「事業（平成22年度において同意又は許可を得たものについては、平成20年度から平成24年度までの期間において行われる継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成21年度及び平成22年度」に改め、同号算式の符号Q_{21}の次に次のように加える。

Q_{22}=0.004	

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号R_n中「平成21年度」の下に「及び平成22年度」を加え、同号算式の符号S_{21}の次に次のように加える。

S_{22}=0.007	

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号Y_{21}を同号算式の符号AA_{21}とし、同号算式の符号X_n中「平成21年度」の下に「及び平成22年度」を加え、同号算式の符号X_nを同号算式の符号Z_5とし、同号算式の符号W_{15}及びW_{16}を同号算式の符号Y_{15}及びY_{16}とし、同号算式の符号W_{17}中「0.034」を「0.033」に改め、同号算式の符号W_{17}を同号算式の符号Y_{17}とし、同号算式の符号W_{18}中「0.010」を「0.032」に改め、同号算式の符号W_{18}を同号算式の符号Y_{18}とし、同号算式の符号W_{19}中「0.009」を「0.032」に改め、同号算式の符号W_{19}及びW_{20}を同号算式の符号Y_{19}及びY_{20}とし、同号算式の符号Y_{20}の次に次のように加える。

Y_{21}=0.008	
Y_{22}=0.007	

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号V_n中「平成20年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号V_nを同号算式の符号X_nとし、同号算式の符号U_{21}の次に次のように加える。

V_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般単独事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るものを除く。）のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業に係るものの額	W_{22}=0.011

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号AA_{21}の次に次のように加える。

AA_{22}=0.007	

第十二条第六項の表都道府県の項第二号算式中「180,000円」を「173,000円」に、「$\sum_{n=11}^{21}$」を「$\sum_{n=11}^{22}$」に、「0.6」を「0.6」に改め、同号算式の符号Aを「第七条の規定による種別補正後の」を削り、同号算式の符号C_4中「0.022」を「0.021」に、「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号C_6中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号C_7中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号C_8中「0.013」を「0.012」に改め、同号算式の符号C_{11}中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号E_4中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号中「G_{16}=0.022」を「G_{16}=0.021」に、「I_{12}=0.071」を「I_{12}=0.070」に、「I_{15}=0.036」を「I_{15}=0.035」に、「I_{16}=0.036」を「I_{16}=0.035」に、「I_{17}=0.036」を「I_{17}=0.035」に改め、同号算式の符号O_n中「平成21年度」を「平成22年度」に、「ダム」を「ダム（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」に改め、同号算式の符号中「P_{18}=0.033」を「P_{18}=0.032」に、「P_{19}=0.009」を「P_{19}=0.032」に改め、同号算式の符号P_{21}の次に次のように加える。

P_{22}=0.007	